

「原爆裁判」に学ぶ

今年も日本にとって忘れてはならない日が来ました。8月6日、9日そして8月15日は、78年前の人々だけでなく、今そして未来を生きる皆さんにとって忘れてはならない日です。

戦争という状況下で世界で初めて人類に対して核兵器が使われたこと、太平洋戦争という無謀なアジア進出と国内外の多くの犠牲を強いたことを忘れてはなりません。近代以降における戦争の歴史は、いわば新しい兵器の開発競争の歴史とも言われるように、人類は次々と戦略的で破壊力の大きい兵器を生み出して来ました。世界の人々が核兵器の廃絶と平和を願い、考え続けてほしいと願っています。

ところで、第二次世界大戦後の早い時期に原爆投下という行為に対して、その戦争責任を問う裁判があったことを皆さんはご存知でしょうか。通称「原爆裁判」と言われますが、終戦後に8年もの長い年月をかけて審議が行われ、1963年12月7日に結審しています。1963年という年は東京オリンピック開催の前の年でもあり、12月7日は旧日本軍が真珠湾攻撃を仕掛けた前日という因果な日でもあります。まだ核廃絶に向けての国際的条約ができる以前、世界で唯一の戦争被爆国である日本において「核兵器の使用は犯罪である」との判決が出されたことは画期的であり、多に意味がある裁判でした。

この「原爆裁判」の判決を書いた裁判官は誰なのでしょう。裁判記録を調査した研究者によれば、裁判官は多くが異動で交代していますが、たった1人だけ第1回の弁論から結審まで担当した裁判官がいることが分みづかりました。それが、日本初の女性弁護士で戦後裁判官となった三淵 嘉子判事です。来年のNHK朝の連続テレビ小説では三淵さんが主人公となるそうです。ただ、彼女自身は、生前、この裁判について何も語っていません。おそらく評議の秘密に配慮したためと考えられます。また、判決を書いたのは、古関 敏正さんを裁判長とする3人の裁判官ですが、誰が判決文のどの部分を記したのかは未だに分かっていません。

今夏の「A 知探 Q の夏」において小田 真義先生(公民科)と佐野 彩雪先生(国語科)が『逆転裁判』の講座を、三沢 孝幸先生(英語科)が『お好み焼きから考えるヒロシマ』という講座を開講しました。裁判の意味について考え、『ヒロシマ…』では2日かけて広島を訪問し、連日の酷暑の中、ボランティアガイドの方の丁寧で熱心な説明をお聞きして来たところです。参加した中学生たちも多に学び、考える日となったようです。

世界について将来について考える時、無関心こそが一番の「心の貧困」です。ぜひ、これらの日を心に刻み、平和について考える夏にしましょう。

参考文献

日本原水爆被害者団体協議会ホームページ「原爆裁判の歴史」<https://www.nc.jp/asahi/hidankyo/nihon/seek/seek4-01.html> 2023年8月5日最終閲覧